

資金決済に関する法律第 20 条第 1 項に基づく前払式支払手段の払戻しのお知らせ

(アイドルエンジェルス:Aegis of Fate)

令和 4 年 10 月 30 日にサービスを終了した「アイドルエンジェルス:Aegis of Fate」における、当社発行の前払式支払手段について、下記のとおり未使用残高の払戻しをいたしますので、期間内に申出をお願いいたします。

記

1. 払戻しを行う前払式支払手段発行者の商号

37 ゲームズジャパン株式会社

2. 払戻しの対象となる前払式支払手段の種類

ダイヤ (アイドルエンジェルス:Aegis of Fate)

3. 払戻しの申出期間

令和 4 年 10 月 31 日 (月曜日) 午後 0 時から令和 5 年 1 月 30 日 (月曜日) 午前 11 時 59 分まで

※当該申出期間内に申出をしなかった前払式支払手段の保有者は、当該払戻しの手続きから除斥されますので、ご注意願います。

4. 払戻しに関する問い合わせ先

カスタマーサービス窓口

global.support@37games.com

令和 4 年 10 月 30 日

神奈川県横浜市西区中央一丁目 3 5 番 3 号

37 ゲームズジャパン株式会社